

もろみ酢の表示に関する公正競争規約及び施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条第1項の規定に基づき、もろみ酢の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「もろみ酢」とは、泡盛その他の単式蒸留焼酎を製造する過程で生じるもろみ粕を圧搾・ろ過等したもの(以下「もろみ酢原液」という。)又はもろみ酢原液に果汁等を添加したものであって、製品重量に対するもろみ酢原液の割合が75%以上であるもののうち、一般消費者向けに製造・販売されるものをいう。</p> <p>2 この規約において「もろみ粕」とは、もろみ(穀類又はいも類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物をいう。)からアルコールを蒸留した際に生じた副産物をいう。</p> <p>3 この規約において「事業者」とは、もろみ酢を製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はもろみ酢の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に個別に参加するもの及びこの規約に参加する事業者団体に所属するものをいう。</p> <p>4 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するもろみ酢の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) もろみ酢の容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、もろみ酢の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、もろみ酢の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>（必要表示事項の表示基準）</p> <p>第1条 もろみ酢の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第1項各号に掲げる必要表示事項の表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称</p> <p>「もろみ酢（清涼飲料水）」又は「もろみす（清涼飲料水）」と記載すること。加えて、清涼飲料水である旨を容器又は包装に最も大きく表示された商品名と同一視野に明りょうに記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料名を、次のア及びイの区分により、原材料の占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「米麴」、「砂糖」、「醸造酢」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に食品衛生法第19条第1</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p> <p>(5) 保存方法</p>	<p>項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「表示基準府令」という。）の規定に従い記載すること。</p> <p>(3) 内容量 内容量は「ミリリットル」若しくは「ml」又は「リットル」若しくは「l」で記載すること。</p> <p>(4) 賞味期限 ア 製造から賞味期限までの期間が 3 月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が 1 桁の場合は、2 桁目を「0」と記載すること。 (ア) 平成 20 年 4 月 1 日 (イ) 20. 4. 1 (ウ) 2008. 4. 1 (エ) 08. 4. 1 イ 製造から賞味期限までの期間が 3 月を超えるものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が 1 桁の場合は、2 桁目を「0」と記載すること。 (ア) 平成 20 年 4 月 (イ) 20. 4 (ウ) 2008. 4 (エ) 08. 4 ウ イの場合にあつては、同規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができるものとする。</p> <p>(5) 保存方法 商品の特性に従って、「10℃以下で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨の表示を省略することができる。また、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(6) 原産国名（輸入品に限る。）</p> <p>(7) 製造者等の氏名又は名称及び住所</p>	<p>段の事項がないものについては、保存方法の表示を省略することができる。</p> <p>(6) 原産国名 輸入品にあつては原産国名を記載すること。</p> <p>(7) 製造者等の氏名又は名称及び住所 表示を行う事業者の区分に応じ、次に掲げる事項を記載すること。 なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び加工食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 513 号）の定めにより表示すべき者が異なる場合は、それぞれの規定に従い、必要な者を記載すること。</p> <p>ア 製造者の場合 「製造者」の文字の次に、製造者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに製造所所在地を記載する。なお、製造者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示に代えることができる。</p> <p>イ 販売者の場合 「販売者」の文字の次に、販売者の氏名及び住所並びに製造所所在地及び製造者の氏名を記載する。ただし、製造者が販売者と連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができる。</p> <p>ウ 輸入業者の場合（輸入品に限る。） 「輸入者」の文字の次に、輸入者の氏名及び住所並びに輸入者の営業所所在地を記載する。なお、輸入者の住所と営業所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 使用上特に注意しなければならない事項がある場合には、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>3 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用し</p>	<p>2 前項各号に規定する事項は、次の様式により一括して表示するものとする。</p> <div data-bbox="820 286 1417 622" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>名 称 原材料名 内 容 量 賞味期限 保存方法 原産国名 製 造 者</p> </div> <p>(1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 150 c m² 以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 5.5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>(3) 前項第 4 号に規定する賞味期限を本様式に従い表示することが困難な場合は、本様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、前項第 5 号に規定する保存方法についても、本様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、当該賞味期限の記載箇所に近接して表示することができる。</p> <p>(4) 表示しない項目にあつては、本様式中その項目を省略すること。</p> <p>(5) 本様式は、縦書きとすることができる。</p> <p>3 規約第 3 条第 2 項に規定する使用上特に注意しなければならない事項は、次の例により、具体的な方法で表示する。</p> <p>(1) 使用量については、「1 日に〇ml～〇ml を目安にお飲み下さい。」等</p> <p>(2) 希釈して飲用するものにあつては、「2～3 倍に薄めてお飲みください。」等、希釈せずに飲用するものにあつては、「ストレートタイプ」等</p> <p>4 規約第 3 条第 3 項に規定するアレルギー物質</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ている旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>4 容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、もろみ酢の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 沖縄を連想させる用語、写真等を表示する場合</p> <p>「琉球もろみ酢」、「沖縄もろみ酢」若しくはこれらに類似する用語又はシーサー、守礼門の写真・イラスト等の沖縄を連想させる表示については、製品中のもろみ酢原液のすべてが琉球泡盛に由来するものであって、製品中に含まれるクエン酸のすべてが当該もろみ酢原液又は果汁に由来するもの（果実等を精製して製造されたクエン酸を除く。）でなければ表示することができない。</p> <p>(2) 原材料の種類又は品種名を商品名に冠する場合</p> <p>原材料の種類又は品種名を商品名に冠する場合（第2項第1号に該当する場合を除く。）は、当該種類又は品種の原材料を使用していなければならない。これを使用せず香料のみを使用している場合は、当該原材料の種類又は品種名を表示してはならない。</p> <p>(3) 果実の名称、絵等を表示する場合</p> <p>果実の名称、絵等を表示する場合であって、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」（昭和48年公正取引委員会告示第4号）の適用を受けるもろみ酢にあつては、次の基準により、無果汁である旨又は果汁の使用割合を明りょうに表示しなければならない。</p> <p>ア 果汁又は果肉が使用されていない場合は、「無果汁」と表示する。</p> <p>イ 重量百分率で5%未満の果汁又は果肉が</p>	<p>を含む食品を原材料に使用している旨の表示については、表示基準府令の規定に従い表示するものとする。</p> <p>5 規約第3条第4項に規定する容器包装の分別回収のための識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に従い表示するものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>使用されている場合は、「無果汁」と表示する。ただし、帳簿書類によって、その百分率の数値を証明することができる場合に限り、果汁又は果肉の割合を百分率の整数値で表示することができる。この場合の表示は、「果汁〇%」、「果汁・果肉〇%」、「果肉〇%」のいずれかとする。</p> <p>ウ ア及びイの表示は、商標又は商品名の表示（2か所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの）と同一視野に入る場所に14ポイント以上の大きさの活字で表示する。</p> <p>(4) クエン酸量を表示する場合</p> <p>クエン酸量を表示する場合は、もろみ酢原液に含まれる量を表示しなければならない。この場合において、もろみ酢原液に含まれるもの以外のクエン酸量については、もろみ酢原液に含まれるクエン酸量と分けて表示する場合に限り表示することができる。</p> <p>2 事業者は、もろみ酢の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 特色のある原材料を使用している旨（特定 の原産地・製造地のもの、有機農産物・有機加工食品、特別な栽培方法により生産された農産物、特定の品種名・銘柄名・ブランド名・商品名等のものを使用している旨）</p> <p>(2) 特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する事項</p> <p>(3) 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）に係る表示に関する事項</p>	<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第4条第2項に掲げる特定事項は、次の各号の基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第4条第2項第1号に掲げる特色のある原材料を使用している旨を表示する場合は、当該原材料が同一の種類原材料に占める使用割合を表示しなければならない。ただし、使用割合が100%である場合は割合表示を省略することができる。</p> <p>(2) 規約第4条第2項第2号に掲げる特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡（「高」、「豊富」、「含む」、「強化」、「ゼロ」、「低」、「減」等）を表示する場合は、栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に従い表示しなければならない。</p> <p>(3) 規約第4条第2項第3号に掲げる特定保健用食品に係る表示については、表示基準府令及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第14条の規定に従い表示しなけれ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第5条 事業者は、もろみ酢の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 「天然」、「自然」又はこれらに類似する用語</p> <p>商品の内容に関して用いられる「天然」、「自然」又はこれらに類似する用語は、商品中に含まれるクエン酸のすべてがもろみ酢原液由来のものであって、「天然発酵クエン酸飲料」との表示に使用する場合を除き、表示することはできない。</p> <p>(2) 「特選」、「高級」、「デラックス」又はこれらに類似する用語</p> <p>「特選」、「高級」、「デラックス」又はこれらに類似する用語は、当該商品を製造する事業者が当該商品と同種の商品を製造している場合において、当該商品の品質、製造方法等が当該商品と同種の商品に比べて特に優れていることを合理的根拠をもって説明できる場合に限り表示することができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、もろみ酢の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項に規定する定義に合致しない内容の商品について、当該定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示</p> <p>(3) 合理的な根拠がないにもかかわらず、第4条に規定する特定事項又は前条に規定する特</p>	<p>ばならない。</p> <p>また、栄養機能食品に係る表示については、食品衛生法による栄養機能食品の表示に関する基準（平成13年厚生労働省告示第97号）及び栄養表示基準に従い表示しなければならない。</p> <p>(不当表示の類型)</p> <p>第3条 規約第6条に掲げる不当表示には、次のものが含まれる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>定用語に類似する表示を行うことにより、当該商品の品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 成分、原材料又は製法について、事実と相違し、又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) もろみ酢に病気の予防等についての効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 米酢、黒酢等の食酢であるかのような表示</p> <p>(7) 当該商品について受賞した事実又は推奨された事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨されたと誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下この号及び第10号において同じ。）又は他の事業者の商品（原材料を含む。）を中傷し、又はひぼうする表示</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容、取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>（台帳の整備）</p> <p>第7条 事業者は、製造ロットごとのもろみ酢原液、もろみ酢原液以外の原材料及び食品添加物の使用量並びに製品の製造数量についての台帳を作成し、これらの事項を記録しなければならない。</p>	<p>(1) 規約第6条第4号関係</p> <p>ア 「熟成された特殊なもろみ」、「天然のクエン酸」等の表示</p> <p>イ 合理的な根拠に基づかない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」、「〇〇不使用」等、特定の成分等の多寡を表す表示</p> <p>ウ 合理的な根拠に基づかない「生」、「新鮮」、「フレッシュ」、「ナチュラル」、「純粋」等、新鮮さや素材の優良性を強調した表示</p> <p>(2) 規約第6条第5号関係</p> <p>「〇〇病の予防に」、「老化防止」、「血液サラサラ」、「ダイエット」、「スリム」等の表示</p> <p>(3) 規約第6条第6号関係</p> <p>「〇〇黒酢」、「調味酢」等の表示</p> <p>(4) 規約第6条第10号関係</p> <p>ア 糖類を使用している商品に「無加糖」等の表示</p> <p>イ 単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明りょうでない表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 事業者は、第4条第1項第4号に規定するクエン酸量についての表示を行う場合は、製造ロットごとの出麴酸度及びもろみ酸度についての台帳を作成し、これらの事項を記録しなければならない。</p> <p>3 前二項の台帳は、同様の事項を記録した書類等が既にある場合は、当該書類等をもって台帳に代えることができる。</p> <p>4 前三項の台帳等は、当該台帳等の記録に係る商品を出荷した日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(もろみ酢公正取引協議会の設置)</p> <p>第8条 この規約の目的を達成するため、もろみ酢公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 事業者に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(会員証紙)</p> <p>第10条 事業者は、この規約に従い適正な表示をしているもろみ酢の容器、包装等の見やすい場</p>	<p>(会員証紙)</p> <p>第4条 規約第10条に規定する「会員証紙」の表示は、次のいずれかの方法で行うものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>所に「会員証紙」を表示することができる。</p> <p>(違反に関する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで及び第10条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、又はその他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで及び第10条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金</p>	<p>(1) 印刷</p> <p>(2) シール</p> <p>(3) スタンプ</p> <p>2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもって行う。</p> <div data-bbox="1034 405 1190 551" data-label="Image"> </div> <p>3 「会員証紙」の表示は、直径 15 ミリメートル以上とするものとする。</p> <p>4 「会員証紙」を表示する事業者は、当該表示に係る容器包装等をもろみ酢公正取引協議会に届け出るものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第11条第3項に規定する措置（警告を除く。）又は前条第2項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。</p>